

沼田市道路占用料徴収条例

別表(第2条関係)

道路占用料金表

種別		金額	単位
法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	560円	1本につき1 年
	第2種電柱	860円	
	第3種電柱	1,200円	
	第1種電話柱	500円	
	第2種電話柱	800円	
	第3種電話柱	1,100円	
	その他柱類	72円	
	広告塔	432円	1基につき1 年
法第32条第1 項第2号に掲 げる物件	用・排水管	29円	1メートル につき1年
	その外径が0.07メートル未満のもの	21円	
	の外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	30円	
	他の外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	45円	
	の外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	60円	
	も外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	90円	
	の外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	120円	
	の外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	210円	
	の外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	300円	
	の外径が1.0メートル以上のもの	600円	
法第32条第1 項第3号に掲 げる施設	鉄道・軌道その他これらに類する施設	1,400円	1平方メー トルにつき 1年
法第32条第1 項第4号に掲 げる施設	歩廊、雪よけその他これらに類する施設	87円	
法第32条第1	通路(家屋出入口等)	87円	

項第5号に掲げる施設	耕作使用	44円	
	宅地等使用	87円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店(屋台式のもの)	48円	1平方メートルにつき 1月
	露店(折りたたみのもの)	30円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板・標識・アーチ類	18円	1平方メートルにつき 1月
令第7条第2号 工事用施設・ 第3号工事用 材料	工事用板塀、足場、詰所	18円	1平方メートルにつき 1月
令第7条第4号 仮設建築物・ 第5号に掲げる施設	土、石、竹木、かわらその他工事用材料置場	18円	
その他		その都度 市長が定 める額	その都度市 長が定める 単位

備考

- (1) 令とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)をいう。
- (2) 第1種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- (3) 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。